

公 表 第 9 号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成22年 7月27日

|          |         |
|----------|---------|
| 久留米市監査委員 | 島 原 修 一 |
| 久留米市監査委員 | 大 脇 久 和 |
| 久留米市監査委員 | 八 尋 義 伸 |
| 久留米市監査委員 | 本 村 英 幸 |

# 財務監査及び事務監査報告(1)

## 第1 監査の対象及び期間

| 対象部局等 | 課 等 内 訳   | 期 間                   |
|-------|---|-----------------------|
| 都市建設部 | 総務、防災対策室、都市計画課、総合交通対策室、<br>新幹線久留米駅周辺整備推進室、建築課、<br>設備課、建築指導課、住宅課、住宅企画室、<br>公園緑化推進課、路政課、道路課、<br>国道整備対策課、公園土木管理事務所、<br>河川課、用地課、花畑地区整備推進室 | 平成22年5月11日<br>～ 6月30日 |
| 農政部   | 総務、農政課、担い手育成推進室、生産流通課、<br>みどりの里づくり推進課、農村整備課、<br>中央卸売市場  | 平成22年5月19日<br>～ 6月30日 |

## 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、旅費、食糧費、時間外勤務手当、自動車借上料、賃金、補助金、契約事務等を重点項目として実施するとともに、近年、公正で能率的な行政の確保に対する社会的な関心が一段と高まってきている中、行政の組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、その「経済性、効率性及び有効性」の観点から監査対象として位置付けた。

## 第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

## 事務監査

### 〔都市建設部〕

- 1 後退道路用地の取得については、合併の経過から、旧市旧町地域毎に、寄附や買収など市側の対応が異なっており、制度統一のため現在も協議中となっている。後退道路用地の取得に関しては、市民の理解と協力が不可欠であることから、制度統一に際しては、適切な手順を踏みながら、慎重に進められたい。
- 2 都市公園の管理運営については、指定管理者制度が導入されているが、協定に基づく施設設備の点検・管理を徹底することはもとより、施設設備の管理瑕疵責任について協定書に的確に示す等、市と指定管理者の責任と権限について明確になるよう検討されたい。
- 3 地域交通対策事業として、公共交通機関がない4つの地区で試験的に実施されているタクシー利用補助（地域交通対策事業費補助金）について、利用者の要件は設定されているが、本人確認等の仕組みが確立されていないので、適切に制度が運用されるよう、制度設計について検討されたい。
- 4 所管の附属機関において、委員の委嘱が機関設置当初のみ行われ、任期満了後、新たに委嘱されないまま経過しているものがあるので、条例の規定に基づき、適切に対応されたい。また、十数年にわたり全く会議が開催されないものや、5年間隔での開催としているものがあるので、常設機関として設置するのであれば、役割・機能等について検討されたい。
- 5 国・地方公共団体の財政悪化や、陳情・要望スタイルの変化など、行政を取り巻く環境が大きく変わってきている今日、本市の組織や、各種の道路・河川の整備促進のための期成会等が、従来どおりの機能と役割を持ち得るのか、問題意識を持って、活動のあり方や設置の必要性も含め検討されたい。
- 6 本市の部長・課長を代表として、関係自治体職員のみで構成している任意団体があるが、主な事業である自治体間の情報交換や連絡・調整、共同研究や合同研修等について、団体を組織してまで実施する必要性・妥当性があるのか疑問があるので、繰越金等の財務事務の適正化はもとより、団体設置の必要性も含め検討されたい。

### 〔農政部〕

- 1 土づくり広場は、立地場所や駐車場管理の状況から、市民等の利用があるのか疑問である。地域対策としての施設整備の側面はあると思うが、施設整備の目的は、多くの市民等に利活用されてこそ、初めて達成されるので、利用促進が図られるよう積極的に創意工夫に努めるとともに、今後、東部地区での施設整備を行う場合は、農業政策の一層の推進が図られるような取組を検討されたい。
- 2 新公益法人制度への対応として、平成25年11月末までの一般法人か公益法人かの選択が迫

られている中、法人選択に伴う課題及びその対策は、短期間で整理し方針を決定する必要がある  
ので、担当課のみならず、関係各課を含めた部内プロジェクト等による多角的な視点からの検討  
を早急に進められたい。

### 〔審議会等事務〕

- 1 審査会の議事録に署名がなされていないものがある。 (都市建設部)
- 2 中核市移行に伴い、市の条例において設置が規定されている附属機関が設置されず、委員の報酬についても、規定されていないものがある。 (都市建設部)

### 〔公印管理事務〕

公印の取扱いについて、課長や次長が管守する市長印を、規則に定められた用途以外の目的で  
使用されているものがある。 (都市建設部)

## 財務監査

### 〔現金取扱事務〕

現金を収納する際に、出納員でない職員が、現金を収納しているものや、領収印を押していな  
いものがある。 (農政部)

### 〔時間外勤務等の命令事務〕

時間外勤務時間数の算定を誤り、手当の支払額を誤っているものがある。 追給済  
(都市建設部、農政部)

### 〔臨時職員等賃金支払事務〕

臨時的任用職員の賃金について、勤務日数や遅刻・早退による欠勤時間数を誤って算定したこと  
により、支払額を誤っているものがある。 戻入・追給済 (都市建設部)

### 〔旅費支給等事務〕

- 1 旅費について、日当の算定を誤り、規定よりも少なく支給しているものがある。 追給済  
(都市建設部)
- 2 決裁区分を誤ったことにより、旅行命令権者による決裁を受けないまま、旅行がなされている  
ものがある。 (都市建設部)

### 〔契約事務〕

- 1 委託実施伺において、見積書徴取業者の選定に関する記載がないものがある。(都市建設部)
- 2 委託実施伺はあるものの、契約締結伺がないままに契約を締結しているものや、契約書又は請

書の提出がないものがある。 (都市建設部)

3 入札保証金や契約保証金を免除する際に、起案文書上に各保証金の免除理由及び適用条項が明記されず、又は適用条項を誤って記載し、保証金を免除しているものがある。

(都市建設部、農政部)

4 具体的な業務内容について契約書に記載がなく、仕様書もないため、業務内容が不明確なものがある。

(都市建設部)

5 請書に、業務内容を示す仕様書が添付されていないものがある。

(都市建設部)

6 長期継続契約であるのに、契約書中に長期継続契約に記載を義務付けている予算減額又は削減の場合の解除条項に関する規定が漏れているものがある。

(農政部)

7 契約書について、久留米市長の記名押印がなされていないものがある。

(都市建設部)

#### 〔補助金等交付事務〕

交付申請書の事業実施計画書に添付すべき見積書が提出されていない。更に、交付申請時から内容が変わったにも関わらず、変更申請がなされず、事業完了時も、事業内容等の確認をしないまま補助金額の確定がなされているものがある。

(農政部)

## 財務監査及び事務監査報告(2)

### 第1 監査の対象及び期間

| 対象部局等  | 期 間                   | 監査実施形式 |
|--------|-----------------------|--------|
| 高良内財産区 | 平成22年5月19日<br>～ 6月30日 | 実地監査   |

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務事務及び一般事務の執行状況を対象とし、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 監査の結果

監査の結果、事務・事業は、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

#### **事務監査**

議員の派遣に関する規定の整備がなされていないので、必要な法整備のあり方について検討し取り組まれない。

## 財務監査及び事務監査報告(3)

### 第1 監査の対象及び期間

| 対象部局等  | 期 間                   | 監査実施形式 |
|--------|-----------------------|--------|
| 田主丸財産区 | 平成22年5月19日<br>～ 6月30日 | 実地監査   |

### 第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成21年度における財務事務及び一般事務の執行状況を対象とし、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第3 監査の結果

監査の結果、事務・事業は、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

#### **事務監査**

議員の派遣に関する規定の整備がなされていないので、必要な法整備のあり方について検討し取り組まれたい。

#### **財務監査**

##### **〔交際費支出事務〕**

資金前渡分の交際費について、支出伺及び出納簿の作成がなされていないものがある。